

東京都看護師等修学資金制度について

目的

都内の看護師等養成施設に在学、又は都内の大学院修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で将来都内で看護業務に従事する意思のある者に対し、修学資金を貸与（貸付）することで修学を容易にすることにより、都内の看護職員の確保及び質の向上を図る。

現行制度の概要（平成12年度より実施）

貸与種別	養成所等	貸与月額	貸与期間	貸与口数	所得制限	免除規定	
第一種 貸与	保健師 助産師 看護師	国公立	32,000円	正規の 修業 年限	一口	無	有 卒業後、直ちに 都内指定施設で (修士課程は都内) 5年間看護業務に 従事することにより 全額免除
		私立	36,000円				
		准看護師	21,000円				
		大学院修士課程	83,000円				
第二種 貸与	対象となる全ての 課程・設置主体	25,000円		最大 二口で 50,000円	有	無	

※第一種と第二種の併用、最大三口まで貸与可能

※指定施設とは、200床未満の病院、病床数の80%以上が精神科病床、診療所、介護保険施設等である。

平成30年度東京都看護師等修学資金貸与条例規則の一部改正

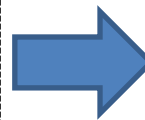
(平成30年8月31日公布予定)

(修学資金返還債務免除指定施設の変更)

- ① 介護保険法の一部改正（平成29年法律第52号）により、介護療養病床の転換先の介護保険施設として新たに創設された「介護医療院」を指定施設に加える。
- ② 従来の指定施設5は、老人診療報酬点数表上の取扱いを受ける老人病院を規定していたものであるが、平成18年の診療報酬改定において当該点数表が廃止されたことにより、本規定に該当する指定施設は存在しなくなったため、当該施設に係る規定を削除する。

改正前の指定施設

- 1 病床が200床未満の病院
- 2 病床数のうち精神病床数が80%以上を占める病院
- 3 ハンセン病療養所
- 4 診療所
- 5 65歳以上の者の入院比率が60%以上の病棟を有する病院
- 6 医療型障害児入所施設
- 7 指定発達支援医療機関
- 8 地域保健法に規定する特定町村（保健師の場合に限る。）
- 9 介護老人保健施設
- 10 訪問看護を行う事業所（1から7まで及び9に掲げる都内施設における3年以上の看護業務の経験を有する者が従事する場合に限る。）
- 11 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定する施設



改正後の指定施設

- 1 病床が200床未満の病院
- 2 病床数のうち精神病床数が80%以上を占める病院
- 3 ハンセン病療養所
- 4 診療所
- 5 医療型障害児入所施設
- 6 指定発達支援医療機関
- 7 地域保健法に規定する特定町村（保健師の場合に限る。）
- 8 介護老人保健施設
- 9 介護医療院
- 10 訪問看護を行う事業所（1から7まで及び9に掲げる都内施設における3年以上の看護業務の経験を有する者が従事する場合に限る。）
- 11 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定する施設

現行制度の現状と課題・今後の方向性（案）

○ 修学資金制度の見直しが必要とされる背景

- ・ 医療需要が最大になる2025年に向けてより効果的、安定的な確保対策を推進することが喫緊の課題である。
- ・ 2020年より大学・専門学校への授業料免除や生活費の給付型奨学金が開始されるため、経済的理由による貸与の必要度は低くなる。
- ・ 現行制度開始時から養成学校の課程数、定員数が変化している。

H12 大学：8校 470人、3年課程：41校 2,946人 准看：25校 1,167人 ⇒ H30 大学：27校、2,511人、3年課程：31校 2,160人 准看：10校 407人

○ 都内養成施設の就業状況（平成29年度）

- ・ 都内就業率 65.2%（約3,400人） 都外就業率 23%（約1,200人）

○ 修学資金貸与者の現状

- ・ 平成30年度新規貸与者は357人で都内養成施設入学定員の6%にしか過ぎない。
- ・ 修学資金貸与者の就業状況（平成27～29年度平均、都立看学を除く。）
都内就業率 77.3% 都外就業率 9% 指定施設就業率 38.4%
- ・ 第二種貸与者（免除規定無・所得制限有）の減少・・・制度創設時（平成12年度）842名の26%まで減少

○ 修学資金制度の課題

- ・ 第一種、第二種2口、合計3口まで申し込みできるが、提出書類が1口ごとに必要で手続きが煩雑である。
- ・ 申込に必要な連帯保証人の要件（一定の職業を持つ都内在住の者2名）が厳しいために申込できない学生がいる。
- ・ 卒業年度に免許を取得できなければ返還となり、1年後に免許取得して指定施設に従事しても免除を受けられない。
- ・ 訪問看護ステーションは免許取得後すぐに従事した場合は指定施設として認められない（医療機関等での3年の従事が必要）。
- ・ 第一種貸与では指定施設外への就業は返還となるが、都内就業と都外就業で返還方法等に差がなく、都内就業のメリットがない。



（予算要求の方向性）

- 1 制度を簡素化し、利用しやすくする。
- 2 指定施設就業時のメリットを拡大する。
- 3 都外就業と都内就業（指定施設以外）とに差を設ける。
- 4 経済的理由による貸与を見直す。